

## **建築設備定期検査報告業務請負契約 仕様書**

### **1. 目的**

この仕様書は、国立循環器病研究センター（以下「甲」という）の建築基準法第12条にかかる建築設備定期検査報告業務請負契約（以下「本業務」という）に関する業務内容及びその他必要な事項を示したものであり、次に掲げる業務について、その仕様を定め、受託者（以下「乙」という）は、誠意をもって確実に本業務を実施するものとする。

### **2. 履行期限**

令和7年度…令和7年12月25日まで

令和8年度…令和8年12月25日まで

### **3. 対象施設概要**

- (1) 住所 大阪府吹田市岸部新町6番1号
- (2) 構造 地下2階地上10階 R.C一部S造（免震構造）
- (3) 延床面積 129,756.11 m<sup>2</sup>
- (4) 敷地面積 30,585.17 m<sup>2</sup>

### **4. 業務内容**

建築基準法第12条に基づき、建築設備の定期検査と関係官公庁等への報告手続を期限までに行うものとする。

定期検査完了後、定期検査報告書の内容について、甲の担当職員へ報告し、関係官公庁等への提出について承諾を受けること。

点検において、不良箇所、更新必要箇所等の不備及び不具合が発見された場合には、修繕又は更新等にかかる費用を積算し、甲に報告するものとする。

### **5. 作業計画書の提出**

乙は、作業日時、作業内容、作業手順、作業範囲、作業責任者、安全管理対策等を具体的に定めた作業計画書を作成し、甲の担当職員に事前に承諾を受ける。また、作業員名簿を作業開始までに甲に提出すること。

### **6. 対象設備**

下記のとおり、但し数量等に大幅な相違があった場合は別途協議の上精算を行う。

・換気設備

防火ダンパー検査 2,550 箇所

火気使用室換気風量測定 11 箇所

無窓居室換気風量測定 417 室 (1,000 室を 3 年で一巡)

外観検査 (機械換気設備、外気取入口、給気口、排気口、風道)

・排煙設備

排煙機性能検査 7 台

排煙口風量測定 145 箇所 (516 箇所を 3 年で一巡)

排煙ダンパー検査 482 箇所

外観検査 (排煙口、排煙風道、可動防煙壁、自家用発電機装置)

・非常用照明装置

点灯確認 4,569 灯

避難経路照度測定 193 箇所

外観検査 (照明器具、蓄電池、自家用発電機)

## 7. 業務の条件

- (1) 検査業務は必要な資格 (一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格) を有するものが行うこと
- (2) 甲の業務に影響のある作業は担当職員の指示により時間外及び休日作業とする
- (3) 業務実施前に甲の担当職員と詳細に打合せを行い、各部署との調整に協力すること
- (4) 作業責任者の監督のもと作業を行うこと
- (5) 作業責任者は、本業務と同等の業務を同一会社にて 5 年以上経験していること
- (6) 過去 3 年以内に 300 床以上の病院で本業務と同等の業務が含まれた契約を履行していること

## 8. 一般事項

- (1) 業務を実施するにあたり、甲の業務に支障を来たすことのないよう善良なる管理者の注意をもって誠実に管理物件の維持・保存・運用をなす責を負うとともに、甲の方針及び担当係の指示に従うものとする。また、業務中に扉等の開閉や物品の移動等を実施した場合は必ず原状復帰することとする。
- (2) 乙は、本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項等について従事者に十分周知させ、業務を円滑に進めるよう指導監督すること。
- (3) 乙は、点検の対象となる甲の施設が病院を含むものであることを十分に認識し、甲の職員及び甲の指定するものの指示に従い、点検時等に騒音やばい塵埃を出さないように配慮すること。

- (4) 乙は従事者の健康・身元・風紀・衛生及び作業規律の維持に関して一切の責任を負う。
- (5) 業務遂行に際して、乙の従事者は常にユニフォームを着用し、乙の従事者であることを明確にすること。ユニフォームは目立ちすぎないようにし、常に身だしなみに気を付け清潔に保つようにすること。また、会社名、氏名を記載した名札を着用すること。なお、センター入館時及び職員専用エリアの入室には甲の指定したＩＣカードの着用が必要である。ＩＣカードの紛失時には有償とする。
- (6) 従事者が業務遂行にあたり、故意又は重大な過失により、甲の職員及び利用者の身体等に損害を与えた場合は乙の責任において解決しなければならない。
- (7) 乙は、業務遂行中に建物、設備、備品等に損害を及ぼした場合は直ちに甲に報告するとともに乙において費用を負担し修復または補修しなければならない。
- (8) 乙は、業務遂行上知り得た機密事項や個人情報について、一切第三者に漏洩させてはならない。また、甲の不利益になるような行為をしてはならない。本項の守秘義務は、本業務履行期限終了後においても存続する。乙は、甲の敷地内において書類の閲覧ならびに複写等の一切の行為、机の引き出し、書類保管庫の開閉をしてはならない。ただし、甲の指示による場合は除く。
- (9) 敷地内は全面禁煙となっているため、従業員にはその方針を周知徹底すること。また、敷地外においても、周辺住民等から喫煙者へのクレームがないように十分に注意すること。

#### 9. その他

この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて甲と乙双方の協議のうえ決定するものとする。

以上